

処 分 基 準

平成 17 年 7 月 19 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 5 1 条の 9
処 分 の 概 要：登録法人に対する適合命令
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：
<p>処 分 基 準：</p> <p>登録法人に法第 5 1 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。</p> <p>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 5 1 条の 8 第 4 項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部交通指導課
備 考：